

令和4年度八王子市農業委員会第11回総会会議録

- 1 開催年月日 令和5年2月21日 火曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後1時56分 から 午後2時25分 まで
- 4 出席委員 (20名)

農業委員会委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 田 中 政 博  | 2 番 米 津 元 一  |
| 3 番 菱 山 史 郎  | 4 番 中 西 伸 夫  |
| 5 番 美濃部 弥 生  | 6 番 澤 井 博    |
| 7 番 小 林 裕 恵  | 8 番 熊 澤 治 彦  |
| 9 番 原 島 元 義  | 11 番 峰 尾 幸 代 |
| 12 番 菱 山 まり子 | 13 番 坂 本 真 一 |
| 14 番 有 竹 満 次 |              |

農地利用最適化推進委員

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 15 番 門 倉 豊   | 16 番 井 上 正 芳 |
| 17 番 内 田 寛   | 19 番 和 田 一 彦 |
| 20 番 大 塚 隆 廣 | 21 番 町 田 裕 通 |
| 22 番 田 中 道 夫 |              |

- 5 欠席委員 (2名)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 10 番 馬 場 貴 大 | 18 番 内 田 清 文 |
|--------------|--------------|

- 6 事務局職員出席者

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 事務局長 大 津 仁 利 | 課 長 須 藤 文 夫 |
| 主 査 福 島 絵 美  | 主 査 篠 原 勝 久 |
| 主 任 萩 原 健 太  | 主 任 原 清 貴   |

令和 4 年度(2022 年度)  
八王子市農業委員会 第 1 1 回総会 議題

(令和 5 年 2 月 2 1 日)

【専決処分案件】

- 第 1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第 2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第 3 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- 第 4 相続税の納税猶予に係る適格者としての 3 年ごとの証明について

【審議案件】

- 第 5 農地の権利移動許可について
- 第 6 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 7 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第 8 八王子市農業委員会事務局規程の改正について

【報告案件】

- 第 9 農地の権利取得の届出について
- 第 1 0 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第 1 1 令和 5 年度(2023 年度)農業委員会総会の開催日について

《午後1時56分開会》

議長

それでは、ただいまから、令和4年度八王子市農業委員会第11回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。

本日、欠席通告のあった委員を報告します。第10番馬場貴大委員、第18番内田清文委員です。農業委員定数14名のうち、過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。

なお、議事につきましては、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

また、お手数ですが、発言される際は、挙手し議席番号とお名前をお伝えください。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」 1月1日から1月31日までの届出分（13件） 第2「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」 1月1日から1月31日までの届出分（17件）
--

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を報告。 （1件）
---------------------------------------

議 長 報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。

願出地が農業経営を引き続き行っていること（8件）

議 長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認め、進行します。第5「農地の権利移動許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「農地の権利移動許可について」

譲受人の住所は上川町。申請地は上川町の市街化調整区域の1筆。登記地目は「畑」、現況は「不耕作」。面積は459㎡。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

推進委員

それでは、ご報告いたします。2月6日、事務局職員と当該農地の調査を行い、申請者であります、譲受人と面談を行いました。譲受人は、夫と一緒に露地野菜を中心とした農業を営んでいます。収穫物は、自家消費のほか知人などに配布しているとのことでした。当該地は、現在、樹木や雑草が伐採、草刈りされていましたが、不耕作状態でした。許可後は、作付けに適した状態にし、原木しいたけを栽培していくとのことでした。譲受人は、夫を手伝いながら農業技術や知識を習得してきました。当該地は自宅から近く、通作しやすい場所にあることや、

今後も夫と共に農作業に従事することから、農地を維持管理していくことに問題はないと思います。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませぬので進行します。お諮りします。第5については、これを許可することにご異議ございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、許可することに決定しました。第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を説明。

貸し手2人について、住所は打越町と小比企町、利用権を設定する土地は小比企町の5筆、2,754㎡。利用権の種類は、賃借権。存続期間は5年間。

借り手について、所在は小比企町。農業専従者は2人。農作業従事日数は年間300日。経営作目は露地野菜。

議長

説明は終わりました。続きまして、私が担当委員として調査報告をしたいと思います。

農業委員

2月8日、事務局、農林課の職員とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人の代表取締役と取締役から、今後の作付け計画を伺いました。この法人は、代表取締役達が早期退職して立ち上げた会社で、農作物の生産、加工、販売などを目的としています。平成28年8月に新規就農し、小比企地区で農地を借り受け、経営規模拡大を図っています。今回、利用権設定をする農地ですが、既に利用権設定をして5年間耕作を続けている農地です。ここで賃借期間満了を迎えるため、農地所有者と話し合いをした結果、今までと

同様の条件で引き続き借りられることになったそうです。小比企町の2筆は、ハウレンソウが作付けされ、その他の2筆では、一部でニンジンが作付けされており、作付けされていない部分はきれいに耕うんされていました。貸借の更新後は、ナス、オクラ、ハウレンソウ、コマツナ、ニンジン等を作付けしていくとのことでした。また、その他の1筆では、ブドウが植え付けられており、秋には収穫する予定とのことでした。収穫物は、今までどおり、スーパー三和や農産物直売所マルシェ 802に出荷していますが、新たにジェイスマイルフーズマーケットにも出荷を始めたとのことでした。また、ブドウはワイン用として練馬の東京ワイナリーに出荷していくとのことでした。借り受けた農地では、代表取締役と取締役が熱心に農作業に励んでいる姿をよく見かけます。また、福祉施設から人手を受け入れ、収穫や袋詰め作業を手伝ってもらっているようです。出荷先も確立し、着実に実績を上げているようで、非常にやる気を感じますので、これからも頑張りたいと思います。報告は以上です。

議 長

質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第6については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題します。事務局より説明願います。

事務局

第7「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。  
被相続人について、住所は八王子市東中野、耕作面積は934.58㎡。  
相続開始年月日は令和4年4月10日。  
相続人について、住所は八王子市東中野、年齢は75歳、被相続人との続柄は「子」。適用を受けようとする農地は八王子市東中野にある1筆の一部、934.58㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成24年12月22日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いいたします。

推進委員

それではご報告いたします。2月9日、事務局と現地を確認するとともに、願出者からお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする、東中野の1筆の一部は地区番号1003の生産緑地指定を受けている農地です。当該地では、タマネギ等の露地野菜が栽培され、また、ユズ、カキ、ウメ等の果樹が植樹されていました。作付けがない部分は耕うん状態でした。また、果樹についても剪定されている状態でした。添付の写真からお分かりのとおり、畑を中心に周りに果樹が植樹されている状態です。願出者の家は代々、農業を営んでおり、願出者も、小学生の頃から農業を手伝っていました。平成24年に会社を退職したことを機に本格的に農業に従事してきました。収穫物は、自家消費のほか、近所の方々に配っているとのこと。母と一緒に農作業を行いながら農業技術や農業知識を習得しており、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明すること決定しました。第8「八王子市農業委員会事務局規程の改正について」を議題にします。それでは、事務局より説明願います。

事務局  
議長

第8「八王子市農業委員会事務局規程の改正について」を説明。

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。

【「質問・意見なし」との声あり】

ございませんので進行します。お諮りします。第8については、これを改正することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、改正について決定することにしました。第9「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局  
議長

第9「農地の権利取得の届出について」を報告。（4件）

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第10「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。

「納税猶予の適用を受けたことの通知」（1件）

「納税猶予の税額の免除が確定したことの通知」（1件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。第11「令和5年度（2023年度）農業委員会総会の開催日について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第11「令和5年度（2023年度）農業委員会総会の開催日について」を報告。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

【「質問なし」との声あり】

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により、

第11番 峰尾幸代委員

第12番 菱山まり子委員

を指名します。よろしく申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度八王子市農業委員会第11回総会を閉会します。

《午後2時25分閉会》